

◎従業員様の住民税を特別徴収（給与からの天引）にされている事業所様には、今月中に新年度（令和6年6月～令和7年5月）の特別徴収税額の通知が、各市区町村より届く予定となっております。

2024

5月号

vol.125

NEWS LETTER

先月、事務所スタッフ5名で東京へセミナー受講に行ってきた。講師は箱根駅伝で駒澤大学を常勝チームに育て上げた大八木弘明監督だ。正直言って箱根駅伝も大八木監督も関心の薄い分野ではあったが、お会いしてお話を聞いてみると“身につまされる”話題で大変参考になった。ここでは紙面の関係で詳細は記載できないが、著書もあり、また弊社HPの税務コラムにも要点をまとめたので興味のある方は読んでいただければと思う。

弊社の顧客のある方が「学びは距離に比例する」と言っていたが、同行させた社員にもいい影響を与えたのではないかと確信している。

岡村 景明

***令和6年定額減税
対象となる家族の早見チャート**

***Message From Staff
～旅行におすすめのスポット!～**

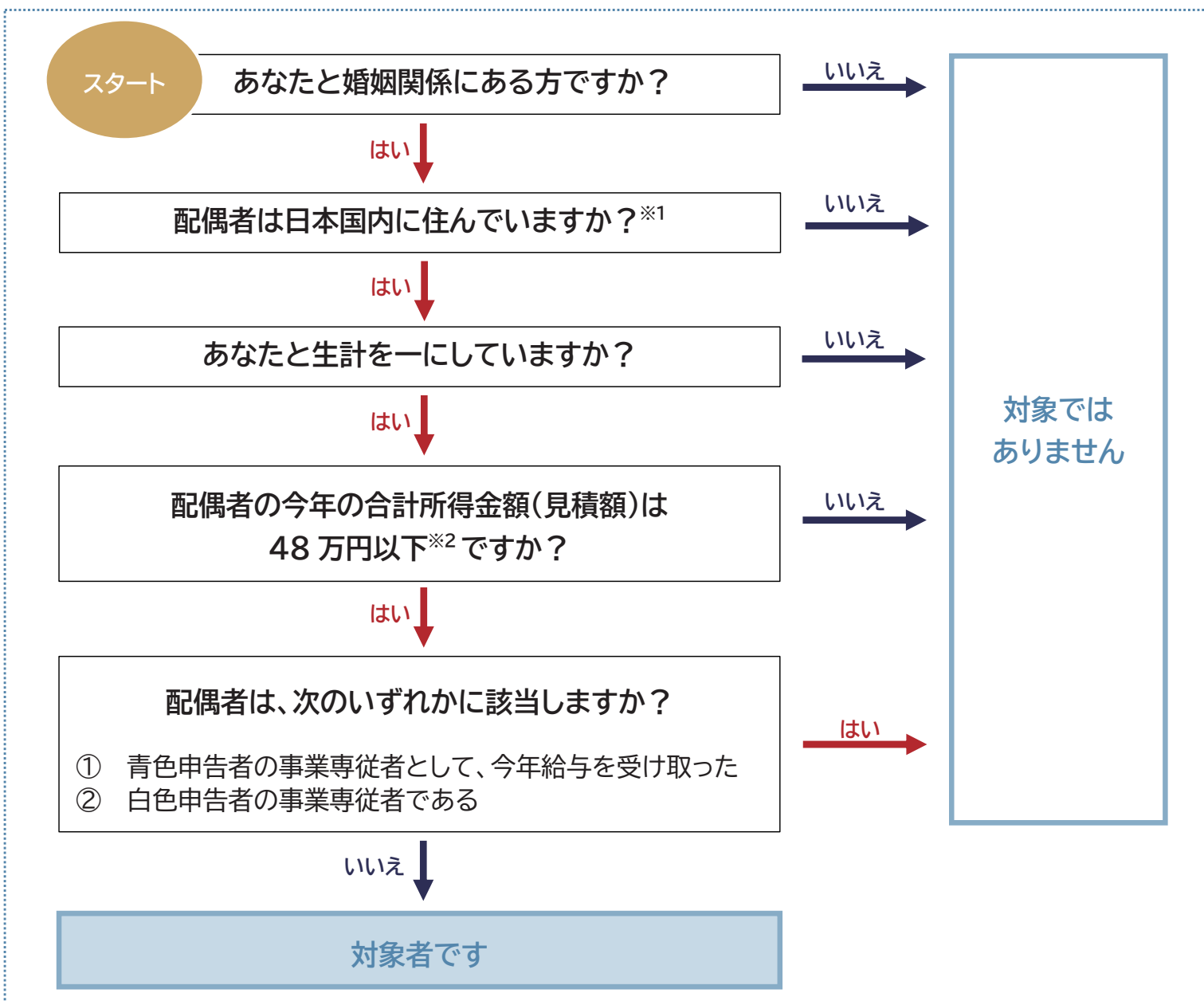


対象となる家族の早見チャート

令和 6 年は定額減税が実施されます。定額減税の額は、納税者本人の他、納税者が“扶養している家族”分も含めて計算します。この場合の“扶養している家族”は、所得税や社会保険等における扶養親族等と、少し範囲が異なります。

そこで、定額減税の適用対象となる給与所得者の方が、ご自身の所得税の定額減税において、ご家族の分を含めるかどうか（対象者かどうか）確認できる早見チャートをご用意しました。配偶者については下のチャート、それ以外のご家族は次ページのチャートでご確認ください。

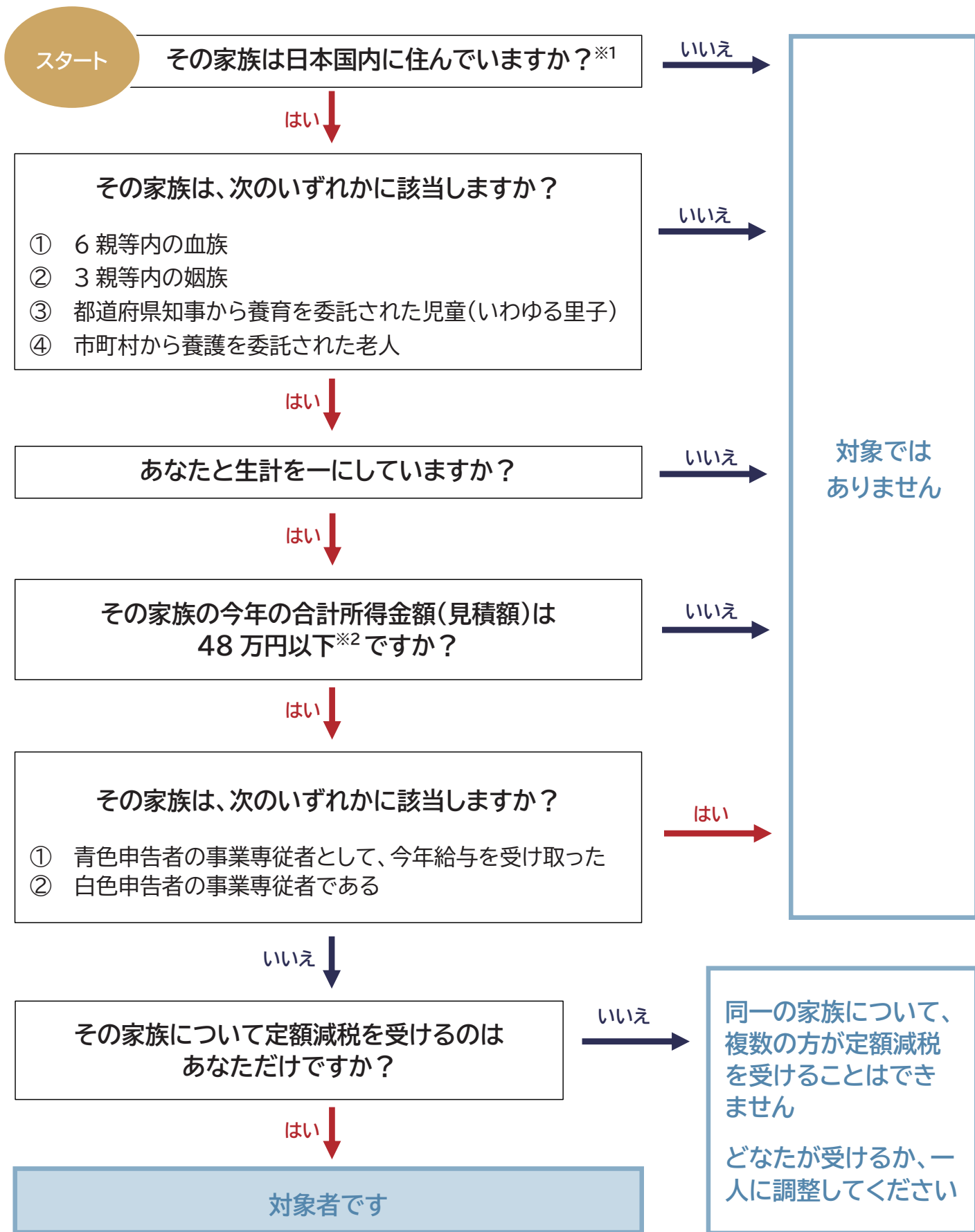
配偶者の判定



※1 日本の居住者のことを指します。居住者とは、日本に住所のある方、または、現在まで引き続き1年以上日本国内に居住している方をいいます。

※2 給与のみの場合は、その給与収入が103万円以下ならば、合計所得金額が48万円以下となります。

配偶者以外の家族の判定



※1 日本の居住者を指します。居住者とは、日本に住所のある方、または、現在まで引き続き1年以上日本国内に居住している方をいいます。

※2 給与のみの場合は、その給与収入が103万円以下ならば、合計所得金額が48万円以下となります。

Message From Staff

～ 旅行におすすめのスポット！ ～

旅行好きの安ノ井・山田から、2人とも行ったことのある北海道でのおすすめスポットを紹介します。ぜひ夏のご旅行先の参考にしてください！



②

②利尻礼文サロベツ国立公園（利尻島）
オトタマリ沼では利尻富士を近くで眺めることができるためとてもオススメなので、利尻島に行かれる際はぜひ！

③クラークホースガーデン（旭川）
川や森などで乗馬体験をすることができます。近くにはおしゃれなカフェなどもあるのでゆったりした時間を過ごしたい時にオススメです！



⑥小樽運河
皆さんご存知の小樽運河です。街並みもかわいいですし、チーズケーキで有名なルタオの本店もあります！



③

④さくらんぼ狩り
札幌や小樽近郊にさくらんぼ狩りができる施設が多数あります。6～8月が旬でおいしいさくらんぼをたくさん食べることができます。



⑤

⑥

④

①

①OAC ニセコバルーン & ニセコラフト（ニセコ町）
6月～9月の期間に訪れると熱気球の体験をすることができます！他にもラフティングなどの体験もできるそうです！



⑤積丹半島
ウニの漁獲量日本一の地域で新鮮なウニを食べることができます！積丹ブルーと言われる断崖絶壁と海の景色もとてもきれいです。

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1分

